

## 東北農業経済学会 個別報告申込要領

1. (申込み資格) 個別報告の代表報告者は申込み時点で会員である者とする。共同報告者に会員以外を含めることができる。なお、同一大会において代表報告者として個別報告できるのは原則として1報告とする。
2. (個別報告の申込み) 個別報告希望者は、指定された期日までに、「大会参加・個別報告申込用紙」を当該年の大会実行委員会（以下、実行委員会）あてに提出する。
3. (座長の選定) 実行委員会は、申込みのあった個別報告の座長を選定し依頼する。
4. (個別報告要旨の提出) 申込みを受理された個別報告の代表報告者は、指定された期日までに「個別報告要旨」を実行委員会宛に提出する。「個別報告要旨」の執筆要領については別途定める。
5. (座長への個別報告要旨の送付) 実行委員会は、個別報告代表報告者から提出された「個別報告要旨」を速やかに担当座長あてに送付する。
6. (配布予定資料の担当座長への送付) すべての個別報告の座長が決定した後、大会実行委員会は、個別報告一覧表を個別報告代表報告者あてに送付する。個別報告代表報告者は、当日配布資料を事前に担当座長あてに送付する。

(付記)

1. 本要領は2019年3月1日に施行する。